

事務局より

- ・会議の公開等
- ・委員紹介，事務局紹介
- ・資料確認
- ・協議会の趣旨 について説明後，進行を会長へ

## 報告（1）

### 福岡市の発達障がいの現状及び福岡市発達障がい者支援センター事業の実施報告について

事務局（こども発達支援課）より福岡市の発達障がいの現状についての説明に引き続き，発達障がい者支援センター所長より報告後，議事に移る。

（委員）

小学生が，発達障がいがあるかもしれないとなった時に，管轄は教育委員会，発達障がい者支援センターはこども未来局で，教育委員会には発達教育センターがある。おそらく学校は発達教育センターを紹介する。そこに相談し，発達障がいの診断になれば発達障がい支援センターの方に，相談が移るイメージか。

（委員）

保護者の方の困り感のポイントはどこにあるかで役割分担をしている。学校生活そのものの困り感や，学習の場についてどう考えたらいいかという時は発達教育センターに繋がることが多い。発達障がいについて具体的に知りたい，家庭の中で特性をしっかりと理解して対応したいなど発達障がいキーワードとなる場合は，発達障がい者支援センターという形で分担している。実際には発達教育センター，発達障がい者支援センター，両方の相談を同時に進める場合もあり，連携して相談にあたっている。

（委員）

そこで懸念していることがあり，未診断の方が多い中で相談に行くことは結構ハードルがある。もっとグレーゾーンの子が多い。学校側が，親が発達障がいかもとちょっと言っただけで，発達教育センターに相談に行ってくださいと簡単に言いすぎていると感じている。

発達教育センターの方は気軽に相談できるようにすべきだし，アプローチをしていただくことは大事なことである。グレーゾーンの子がたくさんいる中で気軽に行ければいいが，発達教育センターに相談に行くように言われても，抵抗がある場合もある。

学校の先生がある程度，受容していくことが必要では。簡単に相談機関を案内し過ぎているのではないか。中には，私は専門じゃないからという先生もいる。今はチームで動くような考え方になっているが，障がいがあるといっているような相談機関が関わってくると担任の先生の影が非常に薄くなる。

学校の先生たちが発達障がいのある程度のところまでは自分たちで見えていくということがな

いのかなと思う。

放課後等デイサービスについて、東区の20数ヶ所調査したら1事業所当たり、10名定員に対し契約者数が平均で30人程度。1人の子どもが2~3ヶ所に通うのが当たり前になっている。習い事という捉え方をしている傾向もある。学校プラスのいろんな法人、事業所や大人たちがいろんな考え方や方針で指導しているのは、いい面もあるが子どもたちが大人になってどんな風に成長するのか、懸念している。

大人の状況は、今の一定の年齢以上の人は発達障がいという認識はなく社会生活を送っている。恋愛や性的関係もあんまり理解せずに子どもを簡単に産むことや非常に不適切な関係の問題、またひきこもりの問題、生活困窮や刑法の問題など、関係ないと思っていたことが障がいの問題とリンクしている。障がいが密接にかかわっているということは人員配置も含めて関わっていく人を増やさないと大変なことになる。

(会長)

学校でどれだけきちんと対応できるようにするかということは大変重要な事で、また懸念で示されたように判断というのはとても難しいことがあって、どうしてここまで放っておいたのだらうと思える事例も多く経験してきた。

学級で支援できる、学校の中の専門家チームで支援できる、専門家と連携しないとできないなどの判断や連携をコーディネートするような中心となる先生の養成が非常に大切になる。

他に、ご意見等はないか。

(委員)

教育現場での、発達障がいについての理解は進んできたが、まだまだ教員に差があるのが現状。新学習指導要領が今年小学校、来年中学校で実施される。その中で、例えば国語の教科であれば、心情の読み取りが難しい子にはこんな工夫を、書きに困難がある子にはこんな工夫をとという内容が全教科示されている。このことは、通常学級においても、適切に対応しなければならないという教員への意識づけの意味で追風になると考えている。

力量がある教員が1人いても、その教員が異動してしまうとあとが続かない。専門性のある人を育てていくことも大切だが、それだけではなく、すべての教員が同じ土台にたてることも大切。専門性のある教員の育成と、教員それぞれの意識を高めていくことも、継続して取り組んでいかないといけない。

今、福岡市の小学校・中学校にスクールソーシャルワーカーが入っている。学校現場や教育委員会だけでは対応できないこともあるので、連携を取りながらしっかりした支援をしていきたい。

(会長)

ありがとうございました。他に意見等はないか。

(委員)

本当に素晴らしい活動。機関コンサルテーションは今後重要な事業と思っている。今の発達障がい者支援センターの体制ではかなりきついのでは。そこで感触で教えて欲しいのだが、発達障がい者支援センターで機関コンサルテーションをしていることはすべての事業所や学校などが知ってるわけではなく、潜在的には30件以上の、機関コンサルテーションを利用したいというニーズがあるのでは。その場合は今の何倍くらいのニーズに対して対応できるのか。

もう1点、学校の機関コンサルの件数が2件となっているが、学校現場でいろんなケースがあったときに、特別支援学校が学校に対してコンサルテーションを行っていると思うが、発達障がい者支援センターから学校にコンサルテーションが必要なケースというのは、学校・教育委員会で対応できない困難なケースと思うがそれも含めて教えて欲しい。

(委員)

学校に実施した機関コンサルテーションの2件は、当センターへの相談者の方で学校としっかり連携が取れて、学校がよりきちんと対応したいというニーズを上げてきたケース。非常に難しいお子さんで知的に力が高いけれども行動面で衝動性が高く、集団生活が難しいというお子さんについてのご相談を、理解のある先生たちとのタッグが組めた結果、実施ができたケース。

次に件数がどこまでやれるのかということについて、広報のありかたと重なると思うが、今の発達障がい者支援センターでの現状では、機関コンサルテーションの実施について大きく広報していない。実際には研修講座との連動ができたほうがコンサルテーションの実施内容がより意味のあるものになるので、研修受講者の事業所や学校にコンサルテーションについて声かけをし、モデルケースを作りたいというようなところまで進めている状況であり、実際の件数についてはお答えが難しい。

(委員)

潜在的なニーズはかなりあると思う。

(会長)

新しく発達障害者支援法が改正されて引き継ぎや切れ目のない支援など、やはり家族も含めた細やかな支援というところで事業が発展している様子が、今回ご報告の中にあったと思う。今未診断の方が多い状態で様々な考え方はあると思うが、その辺りの情報を持たれている先生もおられたら少し情報を共有させていただきたい。もうひとつ鹿児島がやっている診断前支援の仕組みづくりのような、診断がなくても一定のアセスメントができれば、発達障がいの方の教育支援を開始していけるという取組で全国的にも共有されているようなことで、情報をもっている方などご意見等をお願いしたい。

(委員)

療育施設としては基本的には診断をした方に話をしていく立場だが、幼稚園、保育園などであまり問題行為がでていなくて診断閾値に至るか至らないかの子どもたちがいる。その子ども

が就学前に大きな問題がでてくる。典型的な発達障がいの様相を示してくると早く手当をしないといけない事があり、そういったご家族には以前よりも児童精神科の新しいクリニックができてきた印象がある。また、家族はクリニックへの受診に前より抵抗感がなく、学校に上がったときに、機能的な相談場所をもっておきたいという家族が増えた。

就学前の療育の中での状況やこどもの発達の状況などを添えて紹介しているが、十分かというところ、3~4か月待ちの状況が変わらないのが実情。心配しているのが、幼稚園、保育園でかなりの早期から、行動面やコミュニケーションの気になる子どもを紹介してもらっているが、就学後に気づきがあった場合は心身障がい福祉センターを通り過ぎている。この段階でなかなか、適切な支援につながらない子どもがいる。この状況は心身障がい福祉センターとして、手が出ない状況で心配していることである。

療育センター等を受診する前の気づきの段階での支援は、受診の気持ちになった段階から、相談事業が始まるなどを少しずつ始めている自治体もある。福岡市の場合、受診する子どもに対する療育で精一杯で、なかなか療育に入る前の子どもへの支援ができていない。ただ、今保育所等訪問支援事業といって、保育所や幼稚園の中で実際にニーズがあって、相談があがった以外の気になる子どもへの支援は行っている。気づきの段階からよりアセスメントや保護者への理解を進めるといふ点から、この事業は広げていきたい。

(会長)

福岡市内も発達障がい等専門的に診断等支援するクリニックが増えているが、待ちがあるということ、保育所等訪問事業で、診断前の気づきの段階からの支援を行っているとの報告だった。最初の福岡市における発達障がいの現状の学齢期の表で、元年度の全児童・生徒に対する割合が2.6%となっているが、文科省の調査では6.5%となっている。この点について説明をお願いしたい。

また、発達障がい者支援センターの相談件数でLDの方が非常に少ないのが気になっている。長くこの少ない状態が続いていると思うので、この点についても教えて欲しい。

(委員)

学齢期の調査は、発達教育センターで毎年行っている調査である。文科省と調査方法が違うため差がでている。

(委員)

LD(学習障害)の方の相談が少ない点は、例年、LDに対しての相談があまりこないため、そこに対して弱いというご指摘はごもっともであり、先ほど教育委員会との連携をとという話もいただいたので、改めてやっていきたいと思う。相談の段階からLDの相談者が少ないのは事実ではあるが、気づきの段階や支援方策を示していくことが必要かと思う。

(委員)

本協議会の要綱に、乳幼児期から成人期までの各ライフステージについてと記載されている。

乳幼児期から成人期へと密接にやっていくことは重要で、いろんな仕組みが充実してきていると思う。

ただ、成人期、大人になってから最近情報が増えていることもあり、変だなと感じ診断受け発達障がいと気づいた方々、あるいは発達障がいであろうと思われてもそれを認めない方々も多くあるという問題。さらには、就労の問題、親亡き後を見据えグループホーム等をどう準備するか、成年後見の問題をどうすすめていくか等々。未就学・学齢期の“こども”にどう対応していくかについては深いものがたくさんあるが、そこから先のことについての課題に対し、本会議での議論には「先に向かう“線”」が見えてこない。違う場で担っていくことなのかもしれないが、当事者とすれば「先に向かう“線”」が見えてくる論議の場が設けられると嬉しいと思う。

(会 長)

将来の自立社会参加に向けて、どれだけ協働していくか、どの時期の段階から、将来どういうふうな見通しで、生活できそうなのかなど、地域資源を充実させることがこの協議会を含めて情報を共有して意見を出していくことだと思う。

今の意見にもつながることと思うが、次に報告2の発達障がい者支援・障がい者就労支援センター（仮称）について、事務局の方から説明をお願いします。

## 報告（2）

### 発達障がい者支援・障がい者就労支援センター（仮称）について

事務局（障がい企画課）より説明後、議事に移る。

(会 長)

先ほどのご意見もあるように同じ場で多くの情報を共有することにより生涯を見通した就労までの情報共有や計画と、相談から訓練までが行いやすくなっていくということがこの設計からもよくわかる。

この説明に対しご質問、ご意見等をお願いします。

(委 員)

施設を新築するのであれば、相当意味のあるものを作らないといけない。障がい者全般から言うと、重症心身障がい児者の問題もかなり大きな問題があって、本当に行き場がないとか保護者が24時間ずっと交代で医療ケアしている。そんな状況だから声を上げられないケースがいくつもある。重症心身障がい児は、福大病院や九大病院、こども病院で生まれるが、厚労省の指導で1歳になる前に退院しないといけないので大変な状況になっている問題。ショートステイの場所がない、また発達障がいの課題も大きいので、あらゆる障がいに対応できる場所になって欲しい。その意味では、就労支援センターと合築となるとちょっと訓練したら就労できそうな人たちを対象としているイメージになる。我々基幹相談支援センターが対応してるのは、今日の夜どこに泊まるというようなケースやお母さんとしばらく離さないといけないケースな

ど。児童相談所がいつでも対応してくれるわけではないので、そういう状況においては、昼間だけではなく夜と緊急時に対応できる部分を考えて欲しいと思う。

(会 長)

この件について回答または情報提供等ありましたらお願いしたい。

おそらくかなり重い方でも、日中のいろんな余暇活動で見方については、新たにその場を設けるといふことがあるのかと思うが、ご回答をお願いします。

(事務局)

発達障がい者の支援制度をつくる方針を決めしっかりとやっているところである。緊急時の対応についてはこの施設だけではなく、他の関連施設との連携や他の施策と関連していくことですすめてきた。緊急時の受け入れ拠点は別途に作っている。また障がい児の生活の中の受け入れは市の方で検討しているところである。この施設で全てということではなく関連施設や事業と連携しながらやっていくということを進めている。

(会 長)

緊急的な一時保護等については別の施策や方向性で充実を考えているということによろしいか。

(事務局)

そのとおりである。

(会 長)

他に、ご意見ご質問はないか。

(委 員)

福岡市の関連事務所は具体的にどのような施設が入るのか教えて欲しい。やはり、一体的に連携できる施設であって欲しいと願っているのだから、具体的に福祉関連施設を考えているのか、福岡市がここに事務所をもってくる意味、方向性が見えているものがあれば教えて欲しい。

(事務局)

発達障がい者支援センターと就労支援センターの必要な面積で算定したのが約 2000 m<sup>2</sup>で、当時は3フロアの建設で話が進んでいた。その後、市財産の有効活用と中央区の土地が高価であるという点から、上の階に事務所を設けるものとなった。

入る事務所については、財産を管理している部署が今後調整することとなっている。

(会 長)

なるべく福祉関連や、ワンストップでいろんなことがうまくいくような意見があったという

ことを、お伝えいただければありがたいと思う。

(会 長)

それでは、第3の報告事項のご説明をお願いします。

### 報告(3)

福岡市発達障がい者支援センターへの発達障がい者地域支援マネジャーの配置について

事務局(こども発達支援課)より説明後、議事に移る。

(会 長)

今の説明に対して、ご意見ご質問等があればお願いします。

(委 員)

発達障がい者支援センターにおける機関コンサルとの違いについてと、現実、機関コンサルの相談件数が多いのに対して地域マネジャーを配置することにより業務負担等にならないのか。また、意見として福岡市が発達障がいや発達障がいに関する二次障がいの対策としての研修事業は専門機構があるが、大きな課題を抱えていて、研修で知識や技術を身につけた支援者や教員が多くても、それが現場のこどもたちや利用者の改善に至らない、現場に持ち込めないという大きな課題。そのためにコンサルテーションを進めていく役割を果たす専門職が重要なもので急務である。そのため支援マネジャーを配置することは重要ではあるが、それをすべて発達障がい者支援センターの職員が担当業務のある中でやることは現実的なのか、どのような計画でいるのか。もう一つ、資格に社会福祉士とあるが社会福祉士が担っていけるのか、もっと幅広い専門性も必要な人もいると思うので、資格要件にそれ相応の認める人も書いているが、その点についても伺いたい。

(委 員)

コンサルテーションとの違いは、地域支援マネジャーはコンサルテーションのみではなく機関連携全体、地域づくりを進めていくという立場で配置されたもので、行政へのアプローチや医療機関との連携、困難な事例への対応が役割。そのような地域づくりを進めるための配置というのが地域支援マネジャーの一番の意味で、コンサルのみではなく全体的な意味づけのための配置とご理解いただければと思う。

業務負担については、これにより配置人数が増えるわけではない。今の業務をきちっと位置付けをして進めるという形で、そういう意味で将来的に先ほどの拠点施設の説明部分もあったが、その中に繋がっていくものと考えている。また、地域づくりの中には仲間づくりやネットワークづくり、現場で支援を進めていただける方をふやす、そして皆でやっていくというような福岡市の基盤づくりにつなぐための配置だと考えている。

資格要件については、国の基準を準用している。発達障がい者支援センターの職員配置の定義に基づいたもの。実際には、社会福祉士のみではなく、アセスメント能力や行動分析の力が

必要だと認識しており、他都市の発達障がい者支援センターについても同様に進んでいる。

(委員)

地域コンサルはニーズがあるところに伺うという形で、地域マネジャーは地域に全面的に支援を充実させるということでのよろしいか。相談支援機関も同じような1ケースを囲む支援の場をつくり充実させ役割を果たすということだが、ケースを超えて支援しつつ役割を果たされるということでのよろしいか。

(委員)

国方針としてのイメージはその通り。

(委員)

地域のいろんな関係機関をつなぐマネジメントだけではなく、潜在的なコンサルテーションのニーズは多いかと思うが、コンサルテーションの業務を担いつつ、支援、コーディネーション、ネットワークづくりをしていくのか、それとも全く、連携だけをやっていくのか伺いたい。

(委員)

地域のつなぎを担いつつ、同時にコンサルテーションもツールの一つとして、まず連携のために支援現場に伺う。つながりそうであれば、ぜひコンサルをしないかとつなげていくので両方を担う形となる。実際、今もそのような形で動いている。また、センターでの業務を通じて、直接相談を受け、本人たちの生活実態をきっちりとおかかないとこの地域支援マネジャーは担えない。しっかり現場を知った上で、さらに機関連携の力をつけるという、高いものを求められながら頑張りたい。

(委員)

今の回答で安心した。基本的には実際の個別ケースワークや機関コンサルテーションをした上でないと、連携やネットワークづくりは、机上の空論となってしまう、できないと思うので、そのような形で進めていって欲しい。

1点要望というかこういう声もあるということで、最近、こども総合相談センターで経験するのが、発達障がいの方で二次障がいで入院する方が、去年辺りぐらいからちょっと多くなっている。特に福岡県内で、児童思春期の発達障がいの子どもの、積極的に入院を引き受ける病院がいくつかできていて、割に入院するケースが増えている。ただ、退院する時点で何も準備なく退院するとまた再発する。また児童相談所が関与しているケースには児相も対応するが、難しいケースの場合、戻ってくる学校や地域や相談事業所などが集まっているカンファレンスの場に来ていただければ、医療機関とのネットワークが今まで以上に進んで行くのかなと思うのでぜひ、ご検討いただきたい。



(委員)

障がい者就労支援センターの方に少し私も関わってきて、やはり4割5割が発達障がいの方の職場への支援で、そういう機関への支援をしている。今回、新しい施設で一緒になることは非常に良いことだと感じる。

ただ医療の方を振り返ってみると、大きな精神科の病院は心理士を何人か雇え、しっかり評価をしているが、クリニックレベルでいくと心理士を雇える余裕がなく、精神発達障がいの方を見たくても心理士が雇えないから診れないというクリニックが多い。地域との繋がり、その医療との繋がりという面では、地域支援マネージャには社会福祉士ももちろん非常にプロとして活躍していただけたらと思うが、ぜひ臨床心理士も入れていただきたいと思う。

(会長)

発達障がいの様々な課題は単一した専門職だけでは方向性が明確に見えない。

アセスメントというところで専門性のある方を入れることを検討してみてはというご意見であった。

以上で、本日の議事が終了したので、事務局へお返しする。

(事務局)

今回いただいた意見を踏まえ対応等検討し、協議会については、今年度もう一度開催する方向で考えたい。

これをもって、令和2年度福岡市発達障がい者支援地域協議会を閉会する。